

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年12月7日

杉並区長 田 中 良

#### 杉並区条例第42号

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年杉並区条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項の次に次のように加える。

6の2 区長	杉並区保育料等に関する条例（平成27年杉並区条例第18号）による区立保育所等延長保育料の決定及び変更並びに保育料及び区立保育所等延長保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
--------	--

別表第1の11の項を次のように改める。

11 削除	
-------	--

別表第1に次のように加える。

16 区長	保育室事業の実施に係る利用者負担額の決定及び変更に関する事務であって規則で定めるもの
-------	--

別表第2の6の項中

「		老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
を		
「		老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する

に改め、  
「  
」

	る情報であって規則で定めるもの 介護保険法（平成9年法律第123号）による地域支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
--	---

を削り、同表の19の項中  
「  
」

	介護用品の支給等に関する情報であって規則で定めるもの
--	----------------------------

を  
「  
」

	老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
--	---------------------------------

に改め、  
「  
」

	老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの 介護保険法による地域支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
--	--

を削り、同表の20の項を次のように改める。

			介護用品の支給等に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	--	----------------------------

20	区長	介護保険法による地域支援事業の実施及び保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって
----	----	---	--

	規則で定めるもの
--	----------

別表第2の23の項中

	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
--	---

を削り、同表の24の項を次のように改める。

24 区長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の28の項中

	区児童育成手当支給関係情報であって規則で定めるもの
	区心身障害者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を

	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	区児童育成手当支給関係情報であって規則で定めるもの
	区心身障害者福祉手当支給関係情報であって規則で定めるもの

		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		都難病患者等医療費等助成関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の30の項の次に次のように加える。

30の2 区長	杉並区保育料等に関する条例による区立保育所等延長保育料の決定及び変更並びに保育料及び区立保育所等延長保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の31の項中

	介護用品の支給等に関する情報であって規則で定めるもの
--	----------------------------

を削り、同表の35の項を次のように改める。

35 削除		
-------	--	--

別表第2の39の項の次に次のように加える。

39の2 区長	保育室事業の実施に係る利用者負担額の決定及び変更に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。